

コートの予約者(個人または団体代表者)がコート利用時に本人確認できない場合の対応について

※ コートの予約者(個人または団体代表者)以外の利用者(同行者)については、本対応の対象外です。

・ 利用受付時に、コートの予約者または団体代表者(団体利用の場合は構成員を含む)について、本人確認ができない事情が発生した場合、施設側で記録・確認をいたします。

○ 本人確認の出来ない利用が5回達した時点で、1か月間下記の対応といたします。
内容については、以下のとおりです。

○期間中はテニスコートの新規申込を行うことができません。

(予約システムへのログインは可能です。)

○期間前に申し込んでいた抽選申込(当選発表前のもの)は全て取消となります。

○猶予回数(5回)については、竹早テニスコートと目白台運動公園テニスコートで別々でカウントいたします。

なお、本対応の具体的な流れは以下のとおりです。

(例：団体利用の場合)

①8/25 に誤った利用をしてしまい、累計5回に達した。

②8/25 から9/24 までの1か月間、テニスコートの新規申込が不可となる。

(予約システムへのログインは可能です。)

③8/20 から申し込んでいた11月分の抽選申込については、全て取消。

④9/25 の午前9時からアカウントが復帰し、通常どおり予約可能となる。

(復帰は当該期間最終日の翌日午前9時から)

※頻繁に本人確認ができない方については、別途、登録情報の確認をさせていただくことがあります。

※悪質な利用(なりすまし利用など)が発覚した場合については、登録状況を確認のうえ、今後のご利用をお断りすることがあります。

【問い合わせ先】

文京区スポーツ振興課 施設等担当 : TEL 03-5803-1850

東京ドームグループ・ミズノ共同事業体 : TEL 03-3944-2271(文京スポーツセンター)